

北海道最低賃金改正等に関する要望意見書

北海道最低賃金の引上げは、ワーキングプア（働く貧困層）解消のためのセーフティネットの一つとして最も重要なものです。

労働基準法第2条では、「労働条件の決定は労使が対等な立場で行うもの」と定めていますが、現状では最低賃金の影響を受けるこれら多くの非正規労働者は、労働条件決定にほとんど関与することができません。

最低賃金が上がらなければ、その近傍で働く多くの方の生活はより一層厳しいものとなり、新型コロナウィルス感染症が収束した際の個人消費にも影響を与え、北海道経済の停滞を招くことにつながりかねません。

よって、北海道労働局においては、令和4年度の北海道最低賃金の改正に当たって、以下の措置を講じるよう強く要望いたします。

記

- 「地域間格差にも配慮しながら、より早期に全国加重平均1,000円とする」とを目指すことが堅持された「経済財政運営と改革の基本方針（骨太方針）」を十分尊重し、経済の自律的成長の実現に向けて、最低賃金を大幅に引き上げること。
- 設定する最低賃金は、経験豊富な労働者の時間額が道内高卒初任給を下回らない水準に改善すること。
- 最低賃金の引上げを図ると同時に、中小企業に対する賃上げしやすい環境整備、支援の充実と安定した経営を可能とする実効ある対策を図るよう国に対し要請すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年6月27日

北海道余市郡余市町議会議長 中井寿夫

【提出先】北海道労働局長